

第24号議案

南魚沼市学齡児童生徒の就学援助条例の一部改正について

南魚沼市学齡児童生徒の就学援助条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

南魚沼市長 林 茂 男

南魚沼市学齡児童生徒の就学援助条例の一部を改正する条例

南魚沼市学齡児童生徒の就学援助条例（平成16年南魚沼市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「除く。）」の次に「、生徒会費（児童会費、学級費及びクラス会費を含む。以下同じ。）」、PTA会費」を加え、同条第2号中「学用品費等」の次に「、生徒会費、PTA会費」を加える。

別表中8の項を10の項とし、7の項を9の項とし、6の項の次に次の2項を加える。

7 生徒会費	生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費の実費 以内の額
8 PTA会費	PTA活動に要する費用として一律に負担すべきことと なる経費の実費以内の額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。